

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田 口 知 明

市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	白岩 (白岩、堂ノ口、上花園、釣田、下花園、広久内、中川原、角館町(下川原、旧市街地、上野))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年 3月11日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稻、大豆をメインにWCSや牧草等の土地利用型の作物栽培が盛んに行われている。高収益作物では、ねぎの作付けが多く、団地化されている区域もある。
 ・基盤整備済のほ場が多く、比較的耕作条件は良好な地域。
 ・担い手は多いが、10年後には高齢化が懸念される。
 ・隣接する他市に耕作農地があり、市内の計画だけで耕作農地の管理ができない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

連作障害がある作物は水張りルールに対応した輪作を行う。
 大豆のみの耕作者が輪作を行う場合は、地域内の農業者と協力する。
 いかなる場合も水系を考えた輪作を行い、水稻生産者との調整を取る。
 温暖化による気温上昇等気候に対応した作物の栽培も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	583.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	583.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地区内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>比較的基盤整備が進んでいる地域。山際の条件不利地は田差が大きいため、基盤整備は困難。平場の未整備地区は小区画だが、栽培条件は良好であり、大区画化し更に条件向上を図るよう話し合いを進める。基盤整備事業が困難な場合は、農地耕作条件改善事業等の活用による区画拡大を検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>集落営農は多数存在するが、地域内の農業法人は1法人のみ。法人化を視野に入れた基盤整備の話し合いを進める。新規就農者の受け入れ、育成を積極的に行い、地域の担い手の高齢化に歯止めをかける。高収益作物である、ネギの作付けが多い地域であるため、ネギ栽培を希望する参入者を積極的に受け入れる。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>防除薬散布等の作業を自力で実施できない農業者は地域内の防除団体へ委託する。JACEに水稻乾燥調整作業を委託する。新規就農者や新規作物栽培希望者はJAより作物栽培指導をいただく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①熊、猪等の獣害が多発する地域であることから市担当課、地元猟友会等と連携を取り被害防止を図る。電気柵や防獣ネット等の活用により食害等を防ぎ、作物の安定出荷を確保する。
- ③情報通信技術 (ICT) やGPS、RTK-GNSS (位置情報) 等を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する。
- ⑦条件不利農地が多数存在する地区であり、荒廃農地の発生や①の鳥獣被害の発生も懸念されるため、防除等は地域全体で計画的に行う。
- ⑧農道、用排水路等の共同施設の保全管理は地域内の各地区で計画的に行う。
- ⑨地元畜産農家が飼料の安定確保できるように、地域の飼料作物は地域内畜産農家へ供給する。